

特定非営利活動法人 大阪府防災士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪府防災士会という。但し、NPO 法人大阪府防災士会と呼称することができる。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、大阪府民に対して、「自助」・「共助」の原則のもと、防災士が中心となり、地域での防災意識を高め、災害時における救援活動・防災活動の指導・助言等を行なうことにより、大阪府下での災害による被害を減らすことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の普及、啓発事業
- (2) 防災関連用品用具の普及・提供事業
- (3) 災害被災地への支援事業
- (4) 防災・減災のために活動する団体を支援する事業
- (5) 広報事業
- (6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人、法人および団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2、会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3、理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4、理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する。継続して1年以上会費を滞納したときは、会員資格を喪失することがある。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2、前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上30人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2、理事のうち1人を理事長、1人以上4人以内を副理事長とする。
- 3、理事には、事務局長及び会計を含む。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4、法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3、理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4、監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3、補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2、前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3、前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員で構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任

(6) 役員の職務

(7) 資産の管理の方法

- (8) 借入金の借入（その年度の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2、理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会ができない。

（総会の議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2、やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3、前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3、前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) ブロックの設置等に関する事項
- (4) 入会金及び会費の額に関する事項
- (5) 役員の解任及び報酬に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2、理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3、前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 ブロック

(ブロック)

第38条 本会にブロックをおくことができる。

2、ブロックの設置等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2、前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2、前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3、第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人若しくは法第 11 条第 3 項第二号から第五号に掲

げる者であって、この法人と目的を同じくするもの又は国若しくは地方公共団体のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	池 添	義 春
副理事長	田 渕	和 夫
副理事長	栗飯原	和 宣
理事	中 石	正 一
理事	田 中	実
理事	五十崎	晴 久
理事	宮 里	秀 俊
理事	岡	由 美
理事	三 島	克 則
理事	吉 田	忠 則
理事	内 海	久 子
理事	佐 竹	利 繁
監事	瓜 生	照 代

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 5、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによる。

6、この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|-------------|-----------------|
| (1) | 入会金 | 0円 |
| (2) | 年会費 | |
| | 正会員 | 1,000円 |
| | 賛助会員（個人） | 2,000円 |
| | 賛助会員（法人・団体） | |
| | | 1口30,000円（1口以上） |